

令和7年度第2回静岡県森林審議会 会議録

令和7年12月11日(木)
県庁別館9階第1特別会議室
(オンライン併用)

午後1時30分開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回静岡県森林審議会を開催いたします。

本日司会を務めます、森林計画課の宇津美です。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、審議会開催に当たりまして、経済産業部理事の小池からご挨拶申し上げます。

○小池経済産業部理事 皆様こんにちは。静岡県経済産業部理事の小池でございます。よろしくお願ひいたします。

本来であれば、農林水産統括部長の浅井がご挨拶申し上げるところでございますが、所用により出席がかなわず、代わりに私のほうからご挨拶をさしあげます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の森林林業行政に格別のご支援を賜わりまして、厚く御礼申し上げます。また、年末のご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

林地保全部会の皆様におかれましては、午前に引き続き、よろしくお願ひいたします。

近年、森林・林業、木材産業を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。気候変動に伴う自然災害の頻発、二酸化炭素吸収源となる森林の整備の促進、住宅着工戸数の減少に伴う木材受給の変化など、直面する課題は多岐にわたるところです。

このような状況下において、環境、経済、社会が調和した森づくりにより、森林の有する多面的機能を持続的に發揮していくことが極めて重要であると考えております。

県では、本年度、新たな総合計画の策定に合わせまして、今後4年間の森林・林業施策の方向性を示します、次期森林共生基本計画の策定を進めております。この計画では、「持続的な林業・木材産業の推進」「森林の公益的機能の維持・増進」「社会全体で取

り組む魅力ある森林づくり」の3つを基本理念といたしまして各種施策を展開することとしております。

また、本年度をもって第2期計画が終了する森の力再生事業につきましては、タウンミーティングなどにおける県民の皆様からのご意見を踏まえまして、来年度以降も事業を継続することといたしまして、財源となる森林（もり）づくり県民税の延長につきまして、開会中の12月県議会にお諮りしているところでございます。

今後も、県は、森の力再生事業により、広域的な森林整備を進め、市町は、森林環境譲与税事業により、地域の実情に応じた森林整備に取り組むなど、役割を明確にした上で、連携・協力し、40万haに及ぶ本県森林の整備を効果的に進めてまいります。

本日は、これら施策を進める上で、その根幹となります地域森林計画の樹立及び変更、それから先ほどご紹介いたしました次期森林共生基本計画について、ご審議をいただきます。委員の皆様には、それぞれ専門のお立場から忌憚のないご意見を賜わりますよう、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、開会に当たり、中谷会長からご挨拶をお願いいたします。

○中谷会長

第2回の審議会にご参集を賜わりましてありがとうございます。

はじめに、今県議会において森林・林業関係の質問をさせていただきましたが、先ほど小池理事からも話があった共生基本計画も踏まえて質問したわけですが、知事から、とにかく関係する方々が誰もが幸せを実感できるようにと。今はやりのウェルビーイングですが、それに向けて頑張っていくという答弁をいただいて、「何とかなるのでは」というような思いもいたしました。

今日は、先ほど理事がおっしゃったとおり、議題にもございます。ご審議いただいて、よりよい環境づくりになりますように、また今日の審議会が有意義なものになりますことをお願い申し上げて挨拶に代える次第です。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

次に、本日の委員の皆様の出席状況についてお知らせします。

本日は、板屋委員、星野委員が欠席でございます。

委員15名中11名の委員に県庁会場にてご出席。知花委員と志賀委員はオンラインでご出席いただいております。出席者は13名となり、委員の過半数を超えており、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、次第について説明いたします。

オンラインの委員の皆様は、お送りいたしました次第をご覧ください。県庁会場の委員におかれましては、お手元のタブレット資料、「令和7年度第2回資料」のファイルをごらんください。

審議事項1としまして、「富士地域森林計画の樹立並びに伊豆、静岡及び天竜地域森林計画の変更」。審議事項2としまして、「次期静岡県森林共生基本計画の策定」について、ご審議をいただきます。

その後、「林地開発許可に係る答申」、及び「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの改定方針」について、ご報告いたします。

続きまして、オンライン会議を併用するに当たり、発言方法など、進め方をご案内いたします。

県庁会場でご出席の委員の方々につきましては、各席にマイクを設置しております。ご発言の際には、手元のボタンを押していただき、マイクが赤く光ってから発言をお願いいたします。発言が終了した際には、再度ボタンを押してマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

オンラインでご出席の委員におかれましては、ご自分の発言のとき以外はマイクをミュート、消音にしていただきますようお願いいたします。カメラは常時オンでお願いいたします。発言されるときは画面上で挙手をしていただき、議長が指名をしましたら、マイクをオンにして話し始めてください。自身の発言が終わったら、「以上です」と一言添えてマイクをオフしてください。

採決に当たり、議長が賛成や同意、反対や「異議あり」の意見を求めた際は、「賛成」や「同意」は手で「○」、「反対」や「異議あり」は手で「×」を作って示してください。また、発言はできるだけ簡潔にするなど、議事進行へのご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。

○中谷会長 ご指名でございますので、暫時議長を務めさせていただきます。

審議に入ります。

審議事項 1 といたしまして、「富士地域森林計画の樹立並びに伊豆、静岡及び天竜地域森林計画の変更」について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、引き続き私のほうで説明をいたします。モニター並びにタブレットのほうをごらんください。

資料については、「地域森林計画（R7-12審議会用）」をお開きください。その中で、幾つかファイルがございますが、各地域森林計画のPDFファイルがあるかと思います。その最後のほうに、「地域森林計画（R7-12審議会用）」、末尾に「12月11日」と書いてあるファイルがございますので、そちらのほうをご覧ください。

それでは、審議事項の「富士地域森林計画の樹立並びに伊豆、静岡及び天竜地域森林計画の変更」について説明します。

2 ページをご覧ください。

まず、地域森林計画の位置づけについて説明いたします。

地域森林計画は、森林法に基づき、県知事が10年を1期とした計画を5年ごとに樹立するものです。計画の対象とする森林の区域を定めるほか、全国森林計画に即して、森林整備や保全の方針、森林施業に関する指針や基準、伐採・造林等の計画量などを定めています。

市町村長は、地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を樹立します。

3 ページをご覧ください。本県での地域森林計画の構成となります。

本県には、東から、伊豆、富士、静岡、天竜の4つの森林計画区があります。この4つの計画に共通する事項については「共通編」として1つにまとめ、計画区ごとに定める事項については「各計画区編」として、それぞれ樹立をしています。

5年ごとに樹立をしておりまして、今年は富士計画区が樹立の年となります。

次に、4 ページをご覧ください。

地域森林計画の樹立・変更の流れについてご説明します。

作成した計画案は、公告・縦覧をした後、市町長などの関係機関に意見を聞くこと、及び森林審議会に諮問することが森林法で定められています。

本日、委員の皆様からご意見をお伺いし、必要な修正を加え、農林水産大臣と協議を経た上で、遅滞なく公表し、4月1日から施行する予定であります。

次に、5 ページをご覧ください。

今回の地域森林計画の樹立及び変更の主な内容となります。

1点目は、今回樹立する富士計画区においては、全国森林計画に即して、伐採立木材積、造林面積等の計画量を設定しております。

2点目は、全ての計画区において、林地開発等により森林でなくなった箇所の除外等を行ない、地域森林計画の対象となる区域を設定・変更いたしました。

3点目ですが、森林の整備・保全における計画事項として、特に針広混交林、樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域について、これまで市町村森林整備計画で定めていたところですけれども、このたびの樹立及び変更計画から、各地域森林計画で定めることといったしました。

6ページをご覧ください。

それでは、富士地域森林計画の樹立から説明いたします。

富士地域森林計画は、県東部の伊豆地域の一部と富士地域を含み、三島市や富士市など6市3町の民有林を対象といたします。今回策定する計画は、令和8年4月1日から10年間を1期とした計画であり、森林の整備の保全、森林資源の循環利用を促し、森林の多面的機能を持続的に発揮させることを基本方針として作成しております。

7ページをご覧ください。

続いて、富士森林計画区の概要でございます。

当計画区の森林面積は約7万8,000haで、区域の56%が森林となっております。このうち国有林などを除いた、本計画の対象となる民有林の面積は約5万5,000haとなります。前計画と比較しまして、面積が約93ha減少しております。これは、林地開発に伴い計画対象森林から除外したことが主な理由となっております。

続いて8ページをご覧ください。

次に、森林資源の状況となります。本計画区は、民有林の約72%が人工林でありまして、県平均の59%より高く、富士山、箱根山、愛鷹山の比較的緩やかな山麓に戦後植林されたヒノキを主体として人工林が広がっております。

民有林の蓄積量は1,461万m³で、スギ・ヒノキで約7割を占めております。

9ページをご覧ください。

林齢別に見ますと、人工林面積の9割以上が41年生以上となっており、木材として利用できる林齢に達しています。

森林の多面的機能を持続的に発揮しながら森林資源の循環利用を図るためには、計画的な主伐と、その後の確実な更新が必要です。

10ページをご覧ください。

続いて、富士地域森林計画の前計画の前期となる令和3年度から令和7年度までの5年間の実行結果となります。10年計画ですが、5年ごとに見直していきますので、5年間の結果となります。

お手元タブレットの「富士計画編」の資料においては、このページは6ページに該当いたします。

伐採立木材積の単位は「千m³」。造林、更新面積の単位は「ha」となっております。

伐採立木材積は、県産材の供給体制が安定化してきたことにより、主伐、間伐とも計画どおりの実行量となりました。また、造林更新面積は、再造林後の苗木の獣害被害や育林経費の懸念等によって、人工林、天然更新とも低い実行歩合となりました。

11ページをご覧ください。

続いて、新たな計画量について説明いたします。

資料の「富士計画編」では7ページから8ページに記載がございます。

全国森林計画に即しながら、前計画の実行結果等を踏まえた上で、令和8年度からの計画量を表のとおりと定めました。

伐採立木材積は、主伐による伐採の拡大を見込み、全体としては14万1,000m³の増といたしました。

人工造林面積については、計画した伐採立木材積を踏まえ、主伐後の確実な更新を図る面積といたしました。

12ページをご覧ください。

続きまして、林道の計画となります。

資料の「富士計画編」では、15ページ、及び28ページから38ページに記載がございます。

森林整備に必要な林道開設計画及び災害対応等による事業箇所の見直しに基づき計画量を設定しております。

13ページをご覧ください。

続きまして、伊豆、静岡天竜地域森林計画の変更について説明いたします。

まず、計画の対象となる民有林について、先ほども説明したとおりですが、林地開発行為等の完了に伴い、本表のとおり対象の森林面積を変更しております。また、森林面積の精査を順次行ない、これらの精査に伴い、修正を含んだ面積の変更となっておりま

す。

14ページをご覧ください。

林道の計画について、天竜計画区で、改良及び舗装の計画量は若干変わっております。

次に、15ページをご覧ください。

最後に、特に針広混交林化、樹種の多様性増進を推進すべき森林に係る変更について、ご説明いたします。

この項目は、県が実施している森の力再生事業に関して定めています。これまで、地域森林計画では、対象森林の要件と、整備・保全の方向性を示しておりました。また市町村森林整備計画では、具体的な整備手法と森林の区域を明記してまいりました。今回、これまで各市町の市町村森林整備計画に記載していた森林の区域を地域森林計画にまとめて記載したいと考えております。

令和元年度から、森林環境譲与税の事業が始まりました。県と市町は、役割分担を明確にした上で、連携して森の力再生事業と森林環境譲与税事業を進めているところでございます。

令和8年度から、森の力再生事業の第3期が開始される予定であることから、今回の変更において、県事業である森の力再生事業の対象森林を示す森林の区域を、県が策定する地域森林計画に掲載するよう変更していきます。

なお、対象森林の位置は、県と市町で構成する地域協議会において、引き続き情報を共有してまいります。

また、項目の具体的な整備手法については、通常の主伐や間伐などの森林整備の具体的な整備手法と同様に、市町村森林整備計画に記載してまいります。

16ページをご覧ください。

参考といたしまして、富土地域森林計画書に定めている、今回変更で加えました森林の区域図を表わす図となります。針広混交林化、及び樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域を色分けして示しております。また、計画書のほうでは、対象となる森林の市町別面積も併せて示しております。

以上で審議事項の説明を終わります。それではご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○中谷会長　ただいま事務局から説明を受けました。ご意見、ご質問等ございましたら举手をお願いしたいと思います。

○石野委員 富士地域の話ですが、前計画の5年間では、再造林の面積が18%になっています。新しい計画では、それにプラスして植えるようになって270%になっていますけれども、これについては、後ほど説明があるかとは思いますが、具体的に、どうやったら目標に向けた造林ができるのかというところを示さないと、数字だけを出しても、現実植えてないものをここで植えるという話をしても、具体的に何か施策がないと絵に描いた餅になってしまいますので、具体的な施策も示してもらいたいなと思っています。

ただでさえ人が減ったり、苗木の生産が間に合わなくて植えてないという事象の中で、ちょっと難しい計画ではないかなと思っています。

それともう1点、9ページになりますが、「人工林の9割が41年生」と書いてあります。これは実は天竜も同様ですが、どうしても古い木を伐って若くしようということを言われている中で、そのことは分かりますが、実は太い木というか、古い、100年以上の木は需要がないということですので、太い木を伐って若くすると、途中の60年、70年がまた太くなる。実際の需要に合った木を伐るということは70年ぐらいの木を伐るということになると思うが、どの齢級の木を伐っていくのかということも書いておかないと、やたら古い木を伐っても需要に合わないということになります。この点についてお聞きしたいと思います。

○深江森林計画課長 まず、1点目の、人工造林の計画が1,574haと、現実と乖離した大きな数字が計画に載せていて、その施策をどこに記載していくのかという点でございます。

この計画数量でございますけれども、先ほど少し説明でも申し上げたとおり、全国の森林計画に即して数量のほうを算出しております。現在、県内で行なわれている人工造林の量が、今回はこの富士地域の計画区でございますけれども、乖離していることは事実でございます。

また、今回の策定する計画量についても、ここまで的人工造林は難しいことは重々承知をした上で、計画数量とさせていただいたところです。

それに対する施策についてでございますけれども、地域森林計画の中では、それぞれの造林の整備の指針や計画量といったところを示させていただいている。それに対応して、どうやって県のほうで造林を進めていくのかという施策については、この後ご審議をいただきたいと思っています森林共生基本計画の中でお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

もう1つ、林齢が、41年生が9割で、これから太い木の需要がない中で、伐っていくのであれば70年生あたりの木を伐採して進めていくのが適当ではないかというご意見について、どうやって進めていくかという施策のところになりますので、森林共生基本計画で記載を検討させていただきたいと思います。

○浅見委員 16ページについて、この針広混交林の緑色と、樹種多様性の茶色の図が作成された背景を説明していただけますでしょうか。

○深江森林計画課長 こちらの図でございますけれども、先ほど少しご説明させていただいたように、森の力再生事業の対象森林を表している図でございます。緑色に塗ったところが針広混交林化を推進すべき森林。これは森の力再生事業での人工林の再生整備の対象森林となります。

一方で、樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域。こちらが事業の竹林・広葉樹林の再生整備事業の対象森林となっております。

この図はもともと各市町村森林整備計画の中で、各市町が市町単位、富士市であれば富士市で同じような図を作って掲載をしておりました。富士宮市は富士宮市でという形で掲載をしておりました。今回の改正、森の力再生事業が第3期に入るというところもございまして、市町村森林整備計画で記載していたものを、まとめて県の地域森林整備計画の中で記載するように変更したいと考えているところでございます。森の力再生事業は県事業ですから、そういったところも含めまして、県の所管する計画のほうに移行したいと考えているところでございます。

○浅見委員 分かりました。分かったことの1つが、樹種多様性の対象となる森林は、もう既にここに決まっているということなんですね。私は森の力の評価委員にもなっていますのであります。対象森林は順次提案されてくるものかと思っていましたが、もう既に決まっているということで理解しました。それでよろしいでしょうか。

○深江森林計画課長 基本的には決まっております。少しご説明が漏れてしまいました。

樹種の多様性も針広混交林化もそうですけれども、森の力再生事業の対象森林は3つの要件を満たすことを要件としています。

1つが公益的な機能がある、公益性。もう1つが、道から距離が遠いとか傾斜が急であるため森林所有者の方々では整備が困難な困難性。最後に、特に人工林に言えることですが、下草がなく緊急に整備をしなくてはいけないという緊急性。この3つの要件を満たす森林を事業の対象森林として実施をしているところでございます。

今回この図面のところで示させていただいているのは、2つの要件、公益性と困難性を満たしている森林について、ここで記載をさせていただいています。それで、事業を実施する際に、整備者の方々に現場を確認していただいて、この森林の中で緊急性を満たしているかというところで、事業実施、採択できるかどうかという判断をさせていただいています。

基本的には、ここで森林の位置を示させていただいているけれども、ここは大きく示していますので、現場、現場で対象森林として、ここの図面に表れていない部分であっても、今の3つの要件を満たしているということが事業実施の段階で示されれば、その事業も実施可能としています。ただ、その後この対象森林に加えていくという作業を森林計画の中では実施をしています。原則としては、ここに書いてある森林の中から実施をしていただくという方法をとっています。

○浅見委員　はい、ありがとうございました。あともう1点だけよろしいでしょうか。

先ほどの委員からのご質問とちょっと重なる部分がありまして、この富士の辺りは、これも森の力で視察に行ったときに教えていただいたところですが、もともと草地として利用したところが、富士山麓、愛鷹山麓は多く、戦後、拡大造林に伴って植林をして、初めて林業に携わった集落が大半だと聞いています。だから40年生から80年生というのは、初めて植えてしまったものが今その林齢になっているということで、あまり林業に思い入れのない人たちがたくさんあるということを背景にした上で、この富土地域の計画というのは成り立っているのでしょうか。それともこの後の共生基本計画のほうでご説明いただけるのでしょうか。

○深江森林計画課長　富土地域につきましては、委員おっしゃるとおり、戦後、草地のほうから、特にヒノキを中心とした森林への造林拡大が図られているところでございます。現在、そういった背景の中で、森林所有者の方々の、林業に対する意向というところを加味した計画であり、我々県としても、今ある森林資源をどう活用していっていただきたいというところを考えて、計画数量というところは設定をさせていただいているところです。また、数量以外の部分も、整備の指針であったり、基準というところは設定をさせていただいています。

個別に森の力再生事業をやるのか、通常の林業をやるのか、どういった施策を当てはめていくかというところにつきましては、後ほどの森林共生基本計画の施策で考え方を示していくという形を取らせていただきたいと思います。

○知花委員 2つ、基本的なことだけ教えてください。

まず1つ目は、先ほど計画の話がありましたけれども、実績というのはどこを見たら分かるでしょうか。過去5年で実際どれぐらいの生産があったかという点と、今後の5年というのを見比べたら分かりやすいと思いました。

もう1つは、先ほどの多様性と針広混交林について、非常に説明はよく分かったのですが、この森林計画書自体のほうには、先ほどの図だけが貼ってあって、特に文章がないのですけれども、こちらにはそういう説明とかは必要ないのでしょうか。

○深江森林計画課長 まず最初に、過去の実績の部分でございますが、今回、地域森林計画書といたしまして、共通編と計画区域編に分けて作成をさせていただいております。今回の富士森林計画区の計画書で説明すると、前回の実行結果というところは、計画書の中の6ページの部分で、計画として挙げていた数量の結果について記載をさせていただいているところでございます。

○知花委員 ありがとうございました。だから、これを踏まえての計画ということですね。

○深江森林計画課長 針広混交林化についての説明につきましては、共通編のほうに記載をさせていただいているいます。

○知花委員 分かりました。共通編にあるということが分かればいいんですけど、地域ごとでも、何か簡単な説明があったほうが分かりやすいのかなと思ったのですけど、そこはお任せいたします。

○深江森林計画課長 共通編の23ページに、対象森林の考え方であったり、整備・保全の方向性といったところの記載をさせていただいているところでございます。

○知花委員 分かりました。あまり地域ごとで説明することはないということですかね。

「ここはこうです」みたいな文章は必要ないということでしょうか？

○深江森林計画課長 これにつきましては、対象森林の考え方、整備・保全の方向性というところは、ある程度県の中で、地域単位ではなく県で同じ考え方を用いていますので、共通編の中で記載をさせていただいているところでございます。

○知花委員 分かりました。

○中谷会長 それでは、ご意見が出尽くしたようですので、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

地域森林計画の樹立及び変更の原案に大きな変更や修正を求める特段の意見はございませんでしたので、原案については適当である旨の答申をしたいと思います。よろしい

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷会長 ありがとうございます。では、適當である旨の答申をすることと決定をいたします。

なお、答申文の作成につきましては会長に一任させていただきたいと思います。

では、次に移ります。

審議事項 2 といたしまして、次期静岡県森林共生基本計画の策定について、説明願います。

○事務局 森林計画課、森本です。次期静岡県共生基本計画策定について、ご説明いたします。

2 ページ目です。

本資料の概要です。

県の最上位計画である総合計画と合わせまして森林共生基本計画を策定するため、6月の審議会では、計画の方向性を報告させていただきました。6月の審議会でいただいた意見を反映させた計画案を本審議会でお諮りします。

資料の概要はご覧のとおりとなっております。

計画案に沿って、章別に説明させていただきます。

計画案の、これは概要になります。上段に、第1章、計画の基本的事項の趣旨と位置づけ、期間と第2章の現状と社会情勢の変化などが記載されています。

下段に3章の基本方針と4章の基本計画を記載しています。

詳細を順に説明させていただきます。

ここからが計画案になります。

データでの公表を前提に、県民の皆様が手に取りやすく、読みやすいものとするため、記載する取り組みの重点化を図り、課題とその対応を視覚的に分かりやすく明示することを目指して作成しました。

目次に沿って順次説明いたします。

第1章、「計画の基本的事項」です。

1、「計画策定の趣旨」ですが、本計画は、静岡県森林と県民の共生に関する条例第11条に規定する、森林との共生に関する中長期的な目標、取組の方向等を定めた基本計画として策定しています。

また、2、「計画の位置付け」では、総合計画の分野別計画であるとともに、経済産業部が所管します、静岡県地域資源の活用と新しい価値の創造によるものづくりの振興に関する条例。「ものづくり振興条例」と略して申しますが——に基づく実施計画としても位置づけられております。

次のページをお願いします。

「計画期間」です。

森林共生基本計画は、総合計画の計画期間と合わせて策定しております。現在の総合計画は今年度で終了となります。次期総合計画は、今年度から令和10年度の4年間を計画期間として策定するため1年間重複しているという状況なんすけれども、この期間に合わせて共生基本計画も策定することとしております。

4、「計画の実施」です。

計画の進捗管理は、PDCAサイクルにより継続的改善を行ないまして、計画に基づき施策取組を実施し、実施状況の評価や、それに基づく見直し、改善の状況を毎年静岡県森林共生白書に取りまとめて公表していきます。

次のページをご覧ください。

第2章の「森林や林業・木材産業を取り巻く現状と社会経済情勢」です。

資源として利用可能な、先ほど41年生という話もありましたが、46年生以上の森林が9割を超えておりまして、逆に若齢林が極端に少ない偏った林齢構成になっております。森林資源の循環利用に向けては、主伐・再造林による平準化が必要です。

木材生産量は、平成22年に25万m³まで減少しましたが、プロジェクトに取り組んだ結果、令和元年には48万m³までV字回復いたしまして、それ以降はおおむね45万m³で推移しております。

次のページをご覧ください。

次に、国民が森林に期待する働きですが、地球温暖化防止など、自然環境の保全と、生活を支える役割が高く求められていると言えます。

森づくりへの県民の参加は、コロナ禍により減少が見られたものの、現在は回復傾向になります。

次のページをご覧ください。

次に、社会経済情勢の変化です。

生物多様性の重要性や、2050カーボンニュートラルが浸透いたしまして、それらに貢

献する森林や林業・木材産業分野の取組への期待が高まっています。

また、デジタル技術等の活用による生産性や安全性の向上への期待や、森林管理、木材利用に係る法令の改正など、森林や林業・木材産業にプラスとなる変化が起こっています。

一方で、気候変動による災害の多発化・激甚化といった懸念や木材受給の変化、輸出入の不透明化、人口減少と少子高齢化の進行など、対策が必要となる変化も起きております。

次のページをお願いします。

第3章の「基本方針」となります。

第2章で説明いたしました現状や変化を踏まえた上で、条例の趣旨である森林との共生に沿った普遍的な基本理念として、森林との共生による持続可能な社会の実現の下、目指す姿である森林林業に関わる全ての人たちの幸福度の向上を実現するため、1、「持続可能な林業・木材産業の推進」。2、「森林の公益的機能の維持・増進」。3、「社会全体で取り組む魅力ある森林づくり」という3つの方向を示しました。

次のページをお願いします。

第4章の「基本計画」です。

第4章の基本計画では、3つの方向を説明しています。また、方向ごとに成果指標を設定しております、各取組がもたらす成果の進捗をチェックしてまいります。

次ページ以降で、各方向の施策や取組の概要をご説明いたします。

次のページをお願いします。

このページは、各方向の概要を説明する上で、ページの構成を先に説明させていただきます。

上から順に、「施策の方向」「施策の中柱」「現状・課題」が記載されております。

それに対応する「小柱」「具体的な取組」「その指標」を下段のほうに記載しております。

なお、本日の説明では、各施策の取組を中心に説明させていただきます。

次のページをお願いします。

1、「持続可能な林業・木材産業の推進」の（1）「林業の生産性の向上」です。

1段目の「林業イノベーションの推進」では、森林・林業イノベーションフォーラムというプラットフォームをベースに、先端技術を持つ企業と研究機関、林業経営体など

の参画によりまして、技術のシーズと現場のニーズのマッチングや現場実証と普及に取り組んでまいります。

2段目の、「森林の集積・集約化の促進」では、高精度森林情報の整備やリモートセンシング技術を活用した境界明確化などに取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

その1段目の「生産・流通の最適化による県産材の安定供給体制の構築」では、生産団地の設定や森林経営計画の作成、木材生産の平準化、林内路網の整備などにより、低コスト生産システムの定着や、供給と流通の最適化に取り組んでまいります。

2段目の「収益性の高い主伐・再造林の促進」では、一貫作業やコンテナ苗を活用し、再造林コストの縮減を図る低コスト主伐・再造林システムの定着に取り組みます。

また、そのシステムの要となりますエリートツリー種子の安定供給体制の強化に取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

(2) 「県産材製品の需要拡大」です。

1段目、「県産材の製材・加工体制の強化」では、品質の確かな県産材製品であるJAS認証の取得などに取り組みます。

2段目、「公共施設での率先利用や住宅・非住宅建築物での利用促進」では、建築物における木造・木質化を促進するとともに、品質の確かな県産材製品の利用を支援してまいります。

3段目、「県産森林認証材の安定供給と利用の促進」では、森林認証林の拡大や認証材の供給のための路網等の基盤整備、県産森林認証材製品の利用促進などに取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

「人材の育成」です。

1段目、「森林技術者の確保と育成強化」では、森林情報による新規就業者の促進を図るとともに、専門的な技術や知識を有する森林技術者の育成に取り組んでまいります。

2段目、「林業経営体の経営力の強化」では、労働安全性の向上や就労環境の改善に取り組む経営体を支援してまいります。

次のページです。

方向2です。「森林の公益的機能の維持・増進」のうち、(1)「森林の適切な管理・

整備」になります。

1段目の「デジタル情報基盤の整備」では、森林クラウドの適正な利用による市町との情報共有や手続のオンライン化を進めるとともに、市町村森林整備計画や林業経営体が作成する森林経営計画の作成を支援いたします。

2段目、「適切な森林経営管理の促進」では、林業経営体への森林経営計画の作成支援もありますし、市町が実施する森林環境譲与税を活用した事業の支援に取り組んでまいります。

次のページをご覧ください。

(2) 「多様性のある豊かな森林に向けた整備・保全」です。

1段目の「森林保全による県土強靭化」では、治山事業による森林整備や森の防潮堤づくりに取り組んでまいります。

2段目、「森林の持つ公益的機能回復と持続的な発揮」では、荒廃森林の再生や、病虫害被害の適切な防除・駆除対策に取り組むとともに、保安林の適切な管理に取り組んでまいります。

3段目、「自然環境の保全」では、富士山や南アルプスの自然環境の保全に取り組むとともに、ニホンジカや特定外来生物など、生態系の影響を及ぼす野生動植物の管理を実施します。

このページで、1カ所修正がありましたので、ここでちょっと報告させていただきます。

今、画面で赤丸をつけたのですけれども、「自然環境の保全」の「活動指標」。「保護地域と保護地域以外のOECM面積」のうち、「うち自然共生サイト登録分」の目標値が、送付した資料ですと「2万5,626ha」となっていましたが、算定した目標値とは別の数値を掲載してしまいました、正しくは「1万2,529ha」となります。申し訳ありませんが資料の修正をお願いいたします。

次のページになります。

(3) 「森林吸収源の確保」です。

「間伐等の森林整備と森林の若返りを図る主伐・再造林の促進」では、吸収量を確保する間伐等の適切な森林整備や、森林の若返りを図り、二酸化炭素の吸収や固定をする機能を活性化させる主伐・再造林を促進します。

2段目、「貯蔵庫となる県産材製品の利用拡大」では、カーボンニュートラルの実現

に資する県産材製品の利用を働きかけてまいります。

3段目、「排出削減に寄与するバイオマス利用への供給拡大」では、木質バイオマスの需要に応える県産材の安定的な供給体制の確立に取り組んでまいります。

次のページをお願いします。

方向3です。「社会全体で取り組む魅力ある森林づくり」のうち、（1）「県民と協働で進める森林づくり」です。

1段目、「県民の理解促進」では、森林・林業に関する魅力の発信に取り組んでまいります。

2段目、「自然とふれあう新たなライフスタイルの創出」では、県の施設である県民の森や悠久の森の適切な管理運営をするとともに、多様な自然体験プログラムを提供してまいります。

次のページをお願いします。

（2）1段目、「森づくり・緑化活動の促進」では、森づくり県民大作戦の実施や、しづおか未来の森サポーター制度への企業の参画を働きかけます。

2段目、「森林環境教育の推進」では、指導者の育成や、教員等への研修会等を開催してまいります。

次のページをお願いします。

（2）「地域資源を活かした山村づくり」です。

1段目、「新たな山村価値を活かした交流拡大」では、都市住民を巻き込んだ森づくりの促進や森林サービス産業の創出等を支援してまいります。

「特用林産物等の地域資源の活用」では、しいたけ等の生産者に対しまして栽培技術などの指導や、消費者へ県産しいたけの魅力などを発信してまいります。

施策の説明として以上となります。

参考資料として、指標の一覧を添付しております。

それが4ページ続きまして、最後のページになります。

なお、審議会資料としては添付はしておりませんが、県の施策等を網羅しました、前の計画に即した資料も別途作成予定です。

また、公表までのスケジュールとしましては、今回の審議会でいただいた意見を反映させた計画案を1月下旬にパブリックコメントにかけ、意見をいただきます。その意見を反映して3月に公表していくというスケジュールになっております。

説明は以上です。計画について、ご審議をお願いいたします。

○中谷会長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

○石野委員 先ほど話した植林の具体的な記述がないようですが、いかがでしょうか。
これを含めて4つ教えてください。

先ほど言った平準化について、7ページに書いてありますけれども、ただ単純に平準化するだけと書いてありますので、これについても指針は出ておりません。

3番目に、林業の労働について、「生産性の向上」が13ページ、14ページにあって「環境の向上を図る」が16ページにありますが、林業を生産性向上ばかりで捉えて、要は「たくさん働いて、たくさん生産しなさい」というふうな記述に見えますが、どちらかというと、労働環境の整備向上に対して、「環境整備するためにいろんな機械が必要だ」とか「ICTが必要だ」の方が、林業にとっていいと思います。生産性の向上ばかりに目を取られると、「より働いて、よりたくさんやりなさい」というふうに感じてしまうところがあります。林業労働者を多く求めるためには、労働環境の向上という中でいろんな施策をしていく記述にした方が、人が参入するのではないかと思っています。

もう1点は、15ページの県産材の拡大について、実際、今の静岡県の公共事業の県産材の使用というのは、周りの他県に比べて非常に少なくなっています。そういう話を聞きました（資料をもらいました）けれども、今の知事が結構緊縮財政をしている中で、大風呂敷を広げて「たくさんやります」と言っても、現実できてないものが、これから先もできるのか、非常に疑問のところもありますので、以上4点について、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○深江森林計画課長 今回、新しい次期共生基本計画を案としてまとめさせていただきました。先ほどの説明の一番頭にも少し述べさせていただいたところですが、今回計画を作成するに当たって、前回の計画と大きく変えている点がございます。それがこのパワーポイント形式にして重点的な施策だけを載せた計画です。今まででは文章が長々と書いてあって、県が森林・林業に対して行なう施策ができるだけ網羅をしようという形で記載をしていました。今回、県の総合計画も同様な形で重点施策を記載し、県民の皆様に見てもらいやすい形式をとっています。

先ほど石野委員、また浅見委員のほうから、先述の森林計画の中で記載がない部分があるという点について、植林のところ、あと高齢林の70年以上のところ。そういったと

ころのご指摘をいただいたところでございます。

先ほど、森林共生基本計画で説明しますということでお話をしましたが、ご意見をいただいた部分については、現在のこの基本計画の中には記載ができていない部分でございます。全てを書いてしまうと複雑になるというところもございますので、ご意見をいただいた中で、我々として重要で、県民の皆様に知っていただく中で、必要であろうというものをまたチョイスをさせていただいて、こちらに加えていくという形を取りたいと思います。

そして、詳細版について、皆様にはお配りしていませんが、これまでの計画と同じで、それぞれの柱や取組について、もう少し細かく掲載をしているところでございます。

もう1つ、毎年第1回の審議会のときにお諮りをしているのですけれども、県で森林・林業の共生白書というものを発行しております。こちらの白書を毎年発行しております、その前の年の取組の成果とそのときの課題、そして次の年に何をやるかというところを白書の中でお示しをさせていただいている。その白書も使いながら、細かな政策については、これから県民の皆様へお伝えしていくきたいと考えているところでございます。大きな考え方としては、そういう考え方の中で作成しています。

先ほど石野委員からいただきました、人材のところですね。生産性の向上のほうが上に来ているけれども、働き方のほうが重要ではないかというところでございます。ご意見として承りまして、そこの順番についてもまた検討をさせていただきたいと思います。

○牧野林業振興課長 県産材木材の利用の話ですけれども、公共事業のほうが少なく、減っているというご意見もありましたが、県産材の利用拡大を図っていく上で、まずは公共事業における率先利用。これは1つ取り組んでいきたいと考えております。

これに加えて、近年、非住宅分野、非住宅建築物の需要も高まりつつあります。脱炭素などの観点から木材利用の意義について県民の意識が高まっているところから、非住宅分野の需要も期待できるといったところで、力を入れていきたいと考えております。

具体的には、これまでやっております優良施設の表彰ですとか、炭素の貯蔵の認定制度。あと、これは助成事業としてやっております「住んでよし しづおか木の家推進事業」。こういったものを使いながら利用拡大に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○石野委員 植林についてですけど、ここで「県としてはこんな形でやろうと思っている」だけでもいいと思っています。記述がないというか、ここに一言もないのに、計画では

莫大な量を植えるとなっていることを、これはすごい変化というか、変更だと私は思っています。そういう中で、県として、例えば民間のボランティア団体の手を借りるとか、そういうことを少しは取り組んだ方がいいと思います。また次の5年間になつたら「18%でした」ってなるのは、いかにも違うような気がします。「全国森林計画に基づいてつくっているのでこうなります」というのはよく分かるのですけれども、別にそこにこだわって言わなくてもよくて、具体的な手法について検討願いたいと思います。

○深江森林計画課長 再造林につきましては、先ほどのパワーポイントの資料でいいますと、14ページのところに「収益性の高い主伐・再造林の促進」ということで、低成本主伐・再造林システムの定着であったり、エリートツリー種子の安定生産というところは記載をさせていただいている。また、再造林面積について先ほどの計画とは大変異なる数字ではございますが、県としては、現状の175haを令和10年には400haというところを目標としているところは記載をさせていただいている。

委員のおっしゃられました、今の再造林の担い手については、NPOの方々や多様な方々との植林という点からしますと、森づくり活動的なところにつきましては、方向3の中で書かせていただいている。人工林の再造林にどういった方々が入ってきていただくか、またどういった形で記載できるかというところは検討させていただきたいと思います。

○石野委員 CO₂の削減にしても脱炭素にしても、植林というのは肝になる話です。そこを置いておいて、色々なことを求めていきますけれども、そこができないと全てがつながらないわけです。平準化にしても肝心なところですから、本当の山に対する施策の基本だと思っておりますので、ぜひその辺を考えながら進めてもらいたいと思っています。

○志賀委員 概要の資料の、基本計画の方向の3に関する質問なのですけれども、これは「社会全体で取り組む魅力ある森林づくり」ということで、「県民と協働で進める森林づくり。地域資源を活かした山村づくり」ということがうたわれているのですが、ほかの2つと比べて、若干密度が薄いような印象を受けます。

魅力ある森林づくりというのは、当然循環的な経営みたいなものを通じて担保される部分というのがかなり強いと思うんですね。それは1のほうで触れられているからここでは触れる必要がないということかもしれないなとは思ったんですけども、よく林業施策の中で、森づくりと林業と山村づくりというのが三題漸のような形で出てきて、これの枠組みも、取組が3つあって、それぞれ「3・3・2」というようなことで施策が

うたわれているのだと思いますが、何か、県なり市町村、それから経営主体というものが先頭に立って社会全体で魅力ある森づくりに取り組んでいくんだ、というような姿勢をもう少し打ち出せたらいいのかなというような感じがしております。

そういう意味では、3のところに、「県、市町村、経営体の連携による循環利用の促進」みたいな、表現をどうするかはともかくとして、そういうニュアンスが出たらいいのかなと思いましたが、それに関する事務局の見解というか、ご意見を伺いたいと思います。

○大川井環境ふれあい課長 方向3の魅力ある森林づくりの書きぶりがちょっと薄いのではないかといったご意見だったと思いますけれども、確かに、ここに市町とか林業経営体とか、そういったところを入れていくと、ほかの方向の1とか、そちらのほうと重複するものが出てくるかももしませんが、確かに方向3については、大きくは2項目ということになっておりますので、少し書き方を工夫させていただきたいと思います。

○志賀委員 よろしくご検討いただきたいと思います。

○浅見委員 先ほどの造林の部分について、人工造林の実行歩合が18%であるという点について、事業評価でいうと、どういうふうに対処していくのかという具体的記述がないのは、やっぱりちょっと物足りないのかなと思います。

それを受けまして、9ページのところかと思うんですが、「対策が必要となる変化」のところに獣害のことが全く書かれていません。シカの食害がひどくて、造林しても全然活着しないという現状がありますし、昨今クマが町に下りてきていることもあります。町に下りてこないにしても、井川では植林に対するクマの皮剥ぎなんていう本当にひどいことになっています。やはり獣害をここに書いておいて、そして中身のところでもしっかりと挙げていくことが森づくりの上で必要なんじゃないかと思います。まずこれが1点です。

それから18ページ。この方向2の(2)「多様性のある豊かな森林に向けた整備・保全」というところなのですが、上2つ、「森林保全による県土強靭化」、それから「公益的機能」のところは、非常に具体的に森に対する記述が書かれています。一方、「ネイチャーポジティブが重要ですよ」と、最初のほうで方向性のところで言っているんですが、3つ目が全然、森というのではなくて、漠然とした話になってしまっている。非常に残念です。森としての多様性を守るということをしっかりと書き込んでいただきたいというのが1点。

そして、これに関連しまして、数値の修正があつたとしたんですが、まず、この24万5千という、この面積は一体どういう根拠で出たんでしょうか。まずそれを教えていただけますか。

○寺澤自然保護課長 先ほど来ご説明しているとおり、かなり絞って書いていることから、漏れてしまった中で、観点としては、当然獣害が森林・林業に与える影響というのは非常に大きいという認識はございますので、概要的になっている部分にも見えるような形で反映したいなと思います。

シカの被害ですか、クマは、東北をはじめ毎日のように報道されまして、静岡県でも意識が高まりまして、クマの出没情報というのが非常に多く出ました。クマ剥ぎという、実際林業に関わる被害があることも認識してございますので、どの程度書き込めるかというところはあるのですが、先ほどご紹介をさせていただいた詳細版には、そういった要素も書いてあるのですけれども、概要的になっているほうに出でていないということですので、その辺は工夫させていただきたいなと思います。

保護地域の面積については、鳥獣保護区ですか自然公園、といったものの面積が含まれておりますので、その面積については、今後大きく変わることはないとは思いますが、そのうちの自然共生サイトという部分について、環境部局として積極的に取り組んで、企業等にも協力いただいて面積を増やしていきたいというところで、その分が増加する面積ということで上げさせていただいております。

○浅見委員 30by30がまずあって、この面積が出てくるはずです。静岡県としては、少なくとも井川森林を組み込まない状態で計算したところ、確かにまだ30%には届いていなかったはずです。県の面積7,777km²に30%掛けると、ここに示されている数値より低いです。つまり、ここに示されている現状数値で言いますと、静岡県は既に30by30を達成していると。「それに上乗せして目標値を設定しますよ」ということになります。そういう理解でよろしいですか。

○大川井環境ふれあい課長 この現状値のところに書かれている24万5,950haについて、ご説明いたします。

この数字につきましては、保護地域と保護地域以外のOECMの面積を累計で足した数字が入っています。ですから、保護地域と共生サイトの重なりというか、自然共生サイトの中には保護地域も一部入っているところがありますので、井川森林についても、半分程度が、確かもう保護地域に入っていたと思います。実際この数字はですね、正確に

は今出でていない状況があって、今把握できる、保護地域の数字と自然共生サイトの数字を足した数字がここに今入ってしまっているので、一見、静岡県土の77万7,700haに30%を掛けた23万3,310haが30%を上回った数字になってしまっています。

そこの数字については、しっかり今出せないということで、目標数字としては「これだけ増やしたい」というような指標になってございます。

○浅見委員 目標数値として出すにも、重複は省いておいたほうがよいかと思います。静岡県としては、もう既に達成して、「さらに上回っていくぞ」ということを、何か宣言しているかのように見えます。

それから、そのうちの自然共生サイト登録分ということで、今訂正した値を計算しますと400ha増やすということになっています。上のほう、全部の保護地域及びOECM分のほうの増加分は、たしかこれは引くと200。200に対して、しかし自然共生サイトは400だから、重複する分で200稼いで、それ以外で200ということを、ここは明言しているような形になるんですが、それでもいいのですかという、一応これは確認です。

○寺澤自然保護課長 実際、自然共生サイトと、OECMとして今後指定する面積に、今まで保護地域として扱っている部分が入る可能性はありますし、今まで重複がありますので、その重複分を排除するんですが、自然共生サイトとして年間100ha増やしていきたい。その4年間で400haということで考えております。

先ほど浅見委員のほうからご指摘がありましたことで、1つお答えしていなかったことがございまして、ここの自然環境の保全という部分の書きぶりが、森林・林業の計画の中で、森林に通ずるような部分ではなくて、自然環境そのものというところですから、この部分については、環境保護法の計画ですとか、そこに書いてある書きぶりと同じものが入っています。総合計画と同じような自然環境、自然保護という部分での書きぶりになっているものですから、これが森林の計画だということをふまえて、見直させていただきたいと思います。

○浅見委員 はい、ありがとうございます。

まず、OECMと保護地域に関しては、重複分を抜いて30%に対してどうかと書かれたほうがいいということと、両方重複してこれからも頑張っていくんだということ、分かりました。

それから自然環境のほうですが、生物多様性の地域戦略のほうを見ましても、富士山だと南アルプス、あるいは人工林のことがたくさん書かれています。でも、いかに静

岡県の人工林率が高いといつても60%ぐらいでしょうか。残り40%弱ぐらいのところがやっぱり広葉樹林、里地としてどうしても残っている。その部分に対する多様性の保全という、森の手当というのをしっかりとこちらに書き込んでいただければと思います。

ありがとうございます。

○中谷会長 それでは、今委員の先生方から、文言の修正等々についてご意見をいただきました。これについては、修正をして答申をさせていただきたいと思います。また、その文の作成については会長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷会長 ではそのようにさせていただきますので、当局はご承知おきください。

それでは、次に、報告に移ります。

「林地開発許可に係る答申」について、説明願います。

○事務局 森林保全課の篠田です。

林地保全部会の事務局から、6月、9月に開催いたしました林地保全部会における林地開発許可に係る答申の結果につきまして、ご報告申し上げます。

画面のほうで資料を共有させていただいております。また、お手元の資料の「林地開発許可に係る答申（林地保全部会）」をごらんください。

初めに、答申実績について説明いたします。

資料の、1 「林地開発許可案件答申実績」、(1) 「件数実績」をごらんください。

左側の個別欄は、主に森林の形質変更面積が5haを超えるもので、新規が0件、変更が2件、合計2件となっております。

中央の「包括」欄は、事務局で答申を行ない、林地保全部会に報告する、主に森林の形質変更面積が5ha以下のもので、新規が4件、変更が6件、合計10件となっております。保安林の解除の案件はありませんでした。

その下、「目的別件数面積」をごらんください。

12件の内訳を目的別に見ますと、「工場・事業場の設置」が3件、「宿泊施設・レジャー施設の設置」が2件、「農用地の造成」が1件、「土石等の採掘」が1件、「道路の新設または改築」が4件、「廃棄物処理施設の設置」が1件となりました。

次に、案件の内容について説明いたします。

2、「答申案件一覧」をごらんください。

「工場・事業場の設置」につきましては、8番の富士宮市ほかにおける3件。「宿泊

施設・レジャー施設の設置」につきましては、6番の駿東郡小山町ほかにおける2件。

「農用地の造成」につきましては、11番の掛川市板沢における1件。「土石の採掘」につきましては、3番の菊川市河東における1件。「道路の新設または改築」につきましては、1番の御殿場市上小林における4件。「廃棄物処理施設の設置」につきましては、2番の御殿場市小倉野における1件でした。

なお、「土石の採掘」の1件は、既に稼働している採掘場の更新に伴う許可となっております。

また、1番、4番、7番につきましては、防災施設に係る変更であり、面積の増減はありません。

以上の全ての諮問に対しましては、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」との答申をいただきました。

なお、附帯意見といたしましては、道路の新設、農用地の造成及び産業廃棄物処理施設の設置については、関係法令を遵守し、工事内容の変更が必要な場合は、必ず工事を行なう前に変更手続を行なうこと。宿泊施設、レジャー施設の設置につきましては、残置森林内の立ち枯れ木を完了前に処理するとともに、「完了後も残置森林の適正な管理に努めること」。土石の採掘については、「最終残壁が完成した箇所から順次緑化計画に従い緑化することなどが付されました。

これらの附帯意見につきましては、県から事業者に伝達し指導することとしております。

林地保全部会事務局からの報告は以上です。

○中谷会長 報告が終わりました。質問等がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

では、ないようですので、次の報告に移ります。

「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの改定方針」。説明願います。

○事務局 林業振興課の吉永です。

「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランの改定方針」について、ご報告いたします。

お手元の報告事項2の木使い推進プランの改定方針に係る資料をごらんください。

本プランは、都市（まち）の木造化推進法に基づく県の木材利用に係る基本方針として、利用目標や取組、推進体制等を定めるものになります。

今回、現行の第6期プランを、県の総合計画の改正に合わせ、森林共生基本計画とも整合を図りつつ改定するものであります。

今回の改定における方針は、これまでの公共建築物に加えて、民間の非住宅建築物における県産材利用を促進すること、県産森林認証材の利用を促進することとします。

この方針を踏まえた改定のポイントは3つになります。

1つ目は名称の変更です。

「公共建築物」等の表現をなくし、公共に限らず、広く民間も含めて県産材の利用を進めていく名称に変更いたします。

2つ目は、公共部門における県産材利用の目標値です。

民間での利用促進に向け、展示効果の高い建築物や土木工事に特化することとし、これまでの実績を踏まえ、4年間の累積で3万200m³に設定いたします。

3つ目は、民間における利用促進の取組です。

脱炭素社会への貢献から、木材需要の増加が見込まれる非住宅建築物において、環境意識の高い企業等の県産森林認証材を含めた県産材利用を促進する取組を強化していきます。

本改定方針を基に、今年度中にプランを改定いたします。

以上、報告を終わります。

○中谷会長 質問等ございますか。

○西久保委員 公共建築に限らず、一般の民間の物件に対しても、この木使い推進プランを当てはめることができるようになるというの、すごくいいことだなと思うんですけれども、最近特に感じるのが、住宅の着工数が減る中で、民間のビルダーさん、工務店さんたちの意識としてというか、賃貸住宅を木造で作っていこうという。特に高断熱・高気密に特化した高性能賃貸というのが業界の中では注目されていまして、これからそういういった中規模、小規模の賃貸住宅が着工数が増えていくんじゃないかなと思います。

そういう場合、これが住宅に当たるのか。非住宅にはならないと思うんですね。これも木使いのところの応募枠の中に含めていただけるといいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○牧野林業振興課長 賃貸住宅については、住宅分野に入ってくると思います。これから力を入れていこうとする中の1つとして非住宅建築物があり、それに対しての、表彰ですか、炭素貯蔵の認定などを行っています。今は、住宅は別という考え方でやらせても

らっていますが、今後の伸びとか、今委員がおっしゃったように、力を入れていく分野につきましては、今後また検討の余地があると思います。

○中谷会長 ほかにございますか。

では、質問等ないようですので、以上で報告を終わらせていただきます。

本日の審議及び報告は全て終了しました。

ここからは、審議事項ではありませんが、せっかくですので、何か感想や、森林・林業全般について、ご意見等ございましたら発言の機会を設けたいと思います。いかがですか。

○中山委員 先ほど、審議の中で石野委員からもありましたけれども、低コストに対するいろいろな先進的な技術だったりするものが、確実にいろんな技術が伸びてきているということがあります、やはり人材を育成して確保するということが非常に難しい状態になってきていると思います。生産性を上げるといつても、やはり働く人間が安全にしつかり、長く働けるような環境づくりをしていかないと、絵に描いた餅のようなものになってしまいかねないと思っています。

実際、今年の木材の生産を見ていても、どちらかというと落ちているんではないかという懸念があります。その中には、やはり原因としては、労働力が減少している。特に、これから中心になって働くべき、そこを担っていく人たちが林業から離れてしまうような状況が垣間見られます。そういうことが、我々にも、林業事業体としても責任はあるのですけれども、根本的に、コスト、コストというのではなくて、まず人材育成にかなり力を置いて行政、我々も含めてやっていかないと、結局先細りになってしまふんじやないかという心配があると思われます。これはあくまで私の意見ですけれども、そのように思っております。

○牧野林業振興課長 人材の確保については、これから林業にとって非常に大事な分野だと考えております。県としましても、これまで新規の就業者の方を集めるようなガイダンスを開催したり、逆に、経営体の方々を育成していく、組織的な向上を目指す、そういう研修等もやってきております。

これに加えて、最近、労働安全といったところで、なかなか労災が減らない。減少傾向にはあるんですけども、まだまだ他産業に比べて多いといったところで、こうした、今おっしゃった環境面といったところにも、今後は力を入れていかなければいけないと感じているところですから、今後ともご協力をお願いしたいと思っております。

○浅見委員 参考としまして、神戸市のほうで「KOBE WOOD」という取組をしています。すごく面白い取組になっていまして、窓口も広げて、一般の市民も交えてという形で広げています。神戸市は、そもそも人工林が40%ぐらいと、少ないと、そういう静岡との違いはあるのですが、例えば地域の森林を育むので、ワンストップ窓口だとかコーディネーターの派遣だとか、あるいは関わりの創出ということで、担い手を育成していくこうだとか、あるいはストックに関しては、ブランド化だとか、あるいはクラウド化という形で、業界の人だけじゃなくて、一般の人も神戸市産材、ブランドとしての神戸の木。それも、その辺のどうでもいいような捨てられてたような木まで含めて、街路樹も含めて利用していこうという取組もしております、面白いかと思いますので、ぜひご参考にしていただければと思います。

○中谷会長 ありがとうございます。当局もよろしくお願ひしたいと思います。

○蔵治委員 先ほどから話題になっている、造林面積、天然更新面積のことですが、今日示された富士の実績の数字が大分ショッキングなので、もう少し細かいことを追究したほうがいいのかなと思います。令和3年から7年までの5年間に、人工造林の実績が240haで天然更新の実績は3haだというふうにありましたよね。この数字というのは、そもそもどうやって調べられて積み上げられている数字なのかというところからご説明いただいたほうがいいと思います。伐造届とかに基づいて市町村が何か積み上げているのか、あるいは天然更新3haというのは、伐造届上で天然更新と届け出ているものの中から、実際に5年たって天然更新されているかどうか判定した後の面積ということなのか、それとも届け出上天然更新になっているものだけなのか、その辺もよく分からないので、それは市町村ごとに異なるのかもしれませんけれども、根拠をきちんと説明してほしいと思います。この人工造林、天然更新というのは、要するに皆伐跡地に対する取り扱いだと思いますが、そもそも皆伐面積という数字が一切出されていないので、再造林率みたいな話にもならないです。皆伐の木材の生産量はあるが、皆伐面積が示されないというのは、議論が中途半端に終わるのかなというところもあるので、その辺、差し支えない範囲で情報共有いただきたいと思います。

○深江森林計画課長 まず、人工造林と天然更新の面積の算出根拠でございます。

こちらにつきましては、各市町のほうへ提出をされる伐採造林届の、造林であれば「造林が完了しました」。天然更新であれば「天然更新が完了しました」という完了の報告数値を各市町から提出をいただいて県のほうで集計をした数値でございます。伐るとき

に「ここは人工造林にします」「天然更新にします」というところではなくて、「終わりました」という数字を計上させていただいている。

人工造林のほうは、おおむね伐ると終わったときの数字が同じなんですけど、実際に天然更新のほうが、およそ、今まだ細かく集計ができてなくて申し訳ないんですけど、恐らく百数十ヘクタール天然更新という申請が上がってきてている中で、確認が終わっているのが3haでございます。

県のほうで天然更新の完了基準というものを設けておりまして、その基準に合致したかどうかというところを、伐採したすぐ次の年に天然更新が終わるわけではないので、5年間という猶予をもって、5年後に「天然更新が完了した」という基準設けていますので、それが完了したかどうかというところの確認をしていただいているところです。そこがまだ終わっていないところがあるというところでございます。

あと、主伐の面積でございますけれども、今回の資料は全国の森林計画の計画数値に合わせた実行具合というところをお示しするということで、伐採の立木材積と造林の更新面積という2項目で記載をさせていただきました。再造林率であったりとか、造林未済がどのくらいあるのかというところを判断するには、もともと主伐面積がどの程度あって、その中で造林更新できている面積がどの程度あるのか。また、人工造林がどの程度で天然更新がどの程度であるかによって造林率というのが分かりますので、そういうふた数値の根拠となるところとしては、少し資料としては足りなかった部分があるかと思います。そこは、主伐の面積というのは計画の中に記載する項目ではございませんけれども、今後資料を作る際には、そこを示させていただいた上で、ご審議のほうをお願いしたいと思います。

○蔵治委員　はい、ありがとうございます。私ももちろん、国レベルの計画で、何が示され、何が示されていないのかということはよく承知しているので、あえてこの時間帯に発言しているということなんですが、天然更新については、やはり何で3haなのかというあたりの分析がもう少し必要なと思っていて、やはり市町の能力、あるいはそもそも5年たったときに「どこまで何をやってるんですか」というあたり。「190haあるんだったら、そこを全部見に行ってるんですか」みたいなところで、結果として小さい数字になっているとすると、実際にはもっと天然更新している面積は大きいのかもしれない、というところもあるのかなと思うので、本当のところ、どのぐらい天然更新しているのかという数字は、結局分からぬのかなと思うんですよね。だからその辺が、今の伐造

届の制度上の課題と市町の体制の課題というのが多分あるんだと思うんですけど、そこを追究していかないと、何かここの186とかいう目標数値を掲げているんですが、186やりたいというんだったら、やっぱり186を目指していただくほうがいいとは思いますので、共生計画のほうにもそういう部分というのも盛り込む余地があるのかなとも思ったところです。

それともう1つ、共生計画のほうでは、私は静岡県の水循環保全条例というのに基づいて、水循環計画というのを流域ごとに立てているのですけれども、その条例に基づく計画の中に、森林って結構重要な要素です。その水循環という観点で、水源涵養とか保水力とか浸透力なども、同じ静岡県の条例でやっていることなので、共生基本計画の公益機能の項目の中にも、「水循環」という言葉はぜひ入れていただきたいというのが希望です。

○中谷会長 当局はそのところを加味していただいて表現を変えていただきたいと思います

○今泉委員 森の力再生事業を継続されるということで、私は、それ自身はすばらしいことだと思うんですけど、その一方で、今までやってきた森の力再生事業の検証と、もし課題があれば、それを改善するということも必要なのかなと思います。

例えば、4割間伐をやって、実際多様な森林に戻っているかどうか。シカの影響で、もしかしたら戻りづらいところもあるかもしれないし、あとは、4割一気に伐ることで、森林の事業体にとって森林を管理しづらい状況ができていないかとか、もし何か課題があれば、そういった点を改善していくということも必要なのかなというふうに思います。

○加賀谷委員 先ほどの蔵治委員のご意見に関連した部分ですけれども、全国的には天然更新という名の放置みたいなものも見られる中で、静岡県としてはその天然更新の基準があるというお話で、大変いいことだと思うんですが、その基準に合致しない場合の対策のような計画というのはあるのでしょうか。

あと、実際にその天然更新をどういうふうに、現場に徒歩で行ってるのか、ドローンで確認しているのかとか、具体的な手法をご説明いいただければうれしいです。

○深江森林計画課長 天然更新の基準につきましては、先ほどの地域森林計画の共通編の中で完了の基準というものを定めているところでございます。先ほど少し申し上げました、本数であったりとか、どういった木が生えているかというところも示させていただいているます。

こちらにつきましては、5年後までに現場へ行って現地を確認していただいて報告をいただくこととしております。確認して、かなつていなかった場合はどうするのかというところでございますけれども、その場合については、植栽という形で指導をして森林に戻していくという形をとっているところでございます。

確認方法につきましては、市町のほうで現地へ行って確認をする。市町職員が現地へ行って、できているかどうかというところの確認をするという形をとっております。

○加賀谷委員 三重県の大台町は、非常に広葉樹林の再生に力を入れていて、チェックに今ドローンを使ったりして市町村の職員の手間を省いているという事例もありますので、AIとか森林計画とか、いろいろ文言は出でますが、なかなか計画どおりにいかないというところで、ドローンのそういう活用というのは非常に有効だと思うので、そんな事例がございますということです。

○山崎委員 共生基本計画についてですが、僕が住んでいるところも含めて、少子化が本当に著しく、さまざまな計画において、社会全体でとか地域全体での取組がうたわれるのですが、スポーツ、教育、地域づくり、お祭りなど、本当に人の取り合いのような形になっていて、この中でもやはり「社会全体で」というのはとても重要なキーワードではあるんですけども、どうしても人がいないというところは、恐らく今後また5年、10年を考えたときに出でてくるだろうなと今日改めて感じました。

そういう意味において、これは自戒の意味も込めてなんですけれども、森林と市民を結ぶというところはですね、ここにいる私たち、本当にかなり力を入れてやらないと、他分野にどんどん子供を持っていかれるということもあって、365日しかないのは平等ですので、どうやって森林に関心を向けるかというのは知恵の見せどころかなと思っています。

その意味において、しづおか未来の森サポーター企業とか、あるいは森林サービス産業という、この企業とかビジネスという点も1つとっても大きな接点なのかなという気がしています。このあたりについて前向きな目標が出ていたのは、今日はうれしいところでした。もし可能であれば、この未来の森サポーター制度の手応え感として、「企業の問い合わせ、結構あるよ」という感じなのか、やや鈍っているのかという、このあたりの、森と企業の接点みたいなところのトレンドが、県のほうで分かる範囲でいいのですけれども、教えていただけすると助かります。

○大川井環境ふれあい課長 未来の森サポーター企業の状況ですけど、非常に活発かとい

うとそうでもないですが、それなりの問い合わせはあります。今も何件か協定を結ぶために調整を進めているところが2、3件ございますので、少しずつこの取組は広がっているものだと考えます。

○山崎委員 ありがとうございます。計画で十数社、16社ぐらい増えるということですで、年間数社ずつは増えていくという計画になっていると思いますので、これはぜひ達成してほしいなと思いましたし、協力できるところはしていきたいなと思いました。

○中谷会長 それでは、発言もないようですので、このあたりで事務局にお返しをしたいと思います。

○事務局 中谷会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、くらし・環境部参事兼環境ふれあい課長の大川井から、ご挨拶申し上げます。

○大川井環境ふれあい課長 本日は、年末のご多忙の折、審議会にご出席を賜わり、厚く御礼申し上げます。また、長時間にわたる審議の中、有意義なご意見をいただき、深く感謝申し上げます。

今日ご審議いただきました、まず地域森林計画の原案につきましては、幾つかご発言いただきましたが、特段大きな修正はなかったものと思います。この計画につきましては、農林水産大臣の協議を経まして、来年1月に公表する予定でございます。

また、次期静岡県森林共生基本計画の原案につきましては、ご意見いろいろいただきまして、具体的に再造林をどのように進めるのかとか、大径木の需要を踏まえて、どのくらいの木を伐採していくのかとか、あと、林業生産性向上ではなく労働環境の向上を頭にして記述をしたほうがいいのではないか。それから県産材の利用向上。そのほか獣害の記載。あと、生物多様性の指標のお話。それから森としての生物多様性について、しっかりと書き込んでいただきたいといったようなご意見を様々いただきましたので、これらのご意見を踏まえまして検討し、内容を一部修正の上、1月のパブリックコメントを経まして3月に公表する予定でございます。

最後に、委員の皆様には、2年間の任期をお願いしておりますけれども、来年2月2日をもちまして現任期が満了となります。これまで、ご多忙の中、ご出席を賜わり、それぞれのお立場から貴重なご意見を頂戴しましたこと、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には、次期任期の令和10年2月までの2年間について、再任をお願いしておるところですが、荒川委員、加賀谷委員、志賀委員、坂東委員の4名におかれ

ましては、今期をもって退任されることとなりました。退任される4名の方々には、5期10年にわたり委員を務めていただきました。

ここで、突然ではございますが、退任に当たりまして、一言ずつご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願ひします。

それでは、会場にいらっしゃる方から、すみませんが、荒川委員、お願ひします。

○荒川委員 5期10年務めさせていただきました荒川です。どうもありがとうございました。

10年前にお引き受けしたときには、まだ私の息子がよちよち歩きの保育園児だったんですけれども、もう小学校5年生の11歳になり、10年間の長さを感じるところです。私たち、森林に人間が関われる時間って、非常に短くて、森や木のほうが長生きをするわけだから、その一部にしか関われないんだよということを、林業の皆さんとお話をすると、よくおっしゃいますけれども、それでもこうやって振り返ってみると、10年間ってすごく長いなというふうに感じて、1本の木も10年分育ちますし、その間の森や林業の直面する課題というのも、変わらないものもあるけれども、やっぱり大きく変化している部分がたくさんあって、私たちはそれへの対応を強く求められてきた。非常に10年間関わること自体、幸せなことだし、とても木や森に対して責任のあることなんだなというふうに今感じているところです。

この審議会は、このように皆さんが毎回活発に意見を交わしていて、そこでそれぞれのお立場から、森を大切にして関わってこられているということがひしひしと伝わって、とてもよい審議会だったなど。参加させていただいて本当によかったです。微力でしたが、そこに協力をさせていただいたこと、大変うれしく思っております。どうもありがとうございました（拍手）。

○大川井環境ふれあい課長 ありがとうございました。

それでは、加賀谷委員、お願ひします。

○加賀谷委員 ご紹介にあずかりました加賀谷です。今期をもって退任ということで、これまでご指導いただいた行政の皆様、それから共に活動してきた委員の皆様に心より感謝申し上げます。

最初のころこそ、歯に衣着せぬ私の物言いも、皆さんに温かく受け止めていただいて、中谷会長は柔らかく受け止めていただいて、私も安心して職務を続けることができたのかなと思います。

先ほど荒川委員から「10年は長いな」というお話がございましたけれども、私も振り返ってみて、10年の間に、森林環境譲与税の導入がありました。それから新型コロナウイルスの拡大ですか、熱海の土砂災害とか、いろいろなことがございました。その都度いろんなことに向き合わなければいけなかつた行政の皆様は大変な思いをされたのかなと思いましたけれども、こうしてすごく効率的な審議会の運用ができているところというのも、そういったことを乗り越えてきてのことなのかなと思います。

私のほうは、10年の間に、介護という重いミッションがのしかかつたんですが、それもリモートということで乗り越えることができたのはありがたかったかなと思います。そういう10年の中で、私自身も非常にここで多くを学んで、たくさんの方々に支えていただいたかなと思って、非常に感謝いたしております。

最後になりましたけれども、今後ますます皆様の活躍と、静岡の林業と森林の振興をお祈り申し上げて退任の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました（拍手）。

○大川井環境ふれあい課長 ありがとうございます。

それでは続いて、坂東委員、お願いします。

○坂東委員 坂東英代です。

私が委員に就任したころから、私は林地保全部会に所属しましたけれども、メガソーラー建設に伴う林地開発許可申請が増えてきました。私は、鳥類を通して自然の魅力を伝える観察会とか保護活動を続けてきたもので、少しでも生物多様性に配慮した開発ができないのかとか、行政の皆さん、事業者の皆さんに伝えられることはないかというのを、ずっと悩みました。当時、部会長さんや、私もですが、何人かの委員の方も、環境影響評価審査会の委員も務めていらっしゃったので、そのアセス審査と林地開発審査との違いは何か、というようなことを議論することもありました。その中で、災害の防止、水害の防止、水資源の確保、環境の保全という4つの取り組むべき枠組みというのが示されて、よりよい森を後世に残していくために努力することが、この審査会のあるべき姿だということが自分の中で整理できたことは、とてもありがたかったです。とても審査会に出席しやすくなりました。

本日の資料の中にあったと思うんですけども、森林の生物多様性を高めるための林業経営という取組なども、国のほうでも始まっているようなので、静岡県でも広くそれを取り入れた林業が発展していってくださいるように願ってやみません。

つたない私でしたが、10年間ありがとうございました（拍手）。

○大川井環境ふれあい課長　ありがとうございました。

それでは、志賀委員、お願いいいたします。

○志賀委員　志賀です。

10年間大変お世話になりました。静岡県の林業行政との継続的な接点を提供いただい
て、大変ありがたかったかなというふうに考えております。

その中で、特に県の立場として、国の制度と地域や現場とのコミュニケーションの在
り方みたいなことに、私としては大変考えさせられたところが多かったかなという印象
を持っています。静岡県は結構地域的に多様ですね、それぞれの地域に即した対応と
いうのと、国際的な視点みたいものをどう未来志向の取組に結びつけることができる
かなというような点について、いろいろ取組が始まっているかと思うんですけども、
さらにどういうふうに展開していったらいいのかな、みたいなところに、十分貢献でき
なかつたような点もあってですね、そんなことをちょっと考えております。

それで、4人の中で、私が多分一番年寄りだと思うんですけども、その中で、ちょ
っと往生際が悪くてですね、もう少し、公有林対策であるとか、SGECの森林管理認証規
格の改定なんかに今後もちょっと関わることになりそうなので、今後とも皆さんのご協
力やご指導をいただけたらなというふうに考えております。

どうもありがとうございました（拍手）。

○大川井環境ふれあい課長　ありがとうございます。

今期をもって退任される、荒川様、加賀谷様、志賀様、坂東様には、これまでのご尽
力とご苦労に対し心より感謝申し上げます。今後のますますのご健勝とご活躍をお祈り
申し上げます。また、再任をお願いする委員の皆様には、今後とも本県の森林・林業、
木材産業の発展のため、引き続きご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、次期審議会の会長の選任、部会員の指名手続につきましては、別途事務局より
ご連絡申し上げます。

以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

○事務局　それでは、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありが
とうございました。また長時間のご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして第2回森林審議会を終了いたします。

午後3時32分閉会

